

導入メリット

1 企業イメージ・採用力の向上

「福利厚生が充実している」「若者の採用に力を入れている」といった企業等のイメージアップにつながります。



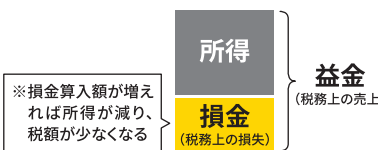
2 社員等の定着促進

就職から3年後と6年後の2回に分けて支援を実施することで、社員等の定着を促進します。



3 税制上の優遇措置

県へ支払う企業負担分の金額については、「地方公共団体に対する寄附金」として、支払った金額の全額が損金に算入されます。

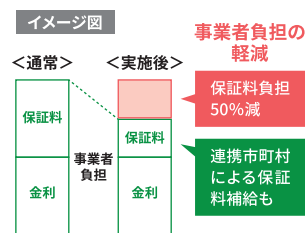


※税制に関する取扱の詳細は管轄の税務署へお問い合わせください。

加えて、県がサポート企業を支援

4 県融資制度における優遇

青森県特別保証融資制度（「青森新時代」への架け橋資金）における優遇制度として、サポート企業としての登録実績が3回以上ある場合、融資保証料総額の50%に相当する額を県が補助します。



※詳細は青森県信用保証協会へお問い合わせください。

5 サポート企業の周知促進

県ではサポート企業が就職希望者の目にとまるよう、各種取組を実施しています。また、サポート企業は、登録の有効期限内に限り、本制度のロゴマークを使用できます。



※ロゴマークの画像は公式サイトからダウンロードできます。

サポート企業の声

同業他社との差別化により採用力向上!

A社(金融業、保険業)

採用担当者「採用活動において他社との差別化を図るために初年度から登録しています。実際に、この業種への就職を希望する学生が、奨学金の返還支援を決め手の一つとして弊社を選んでくれています。」

就職者「企業からの紹介で制度を知り、入社を決め手の一つになりました。日々の業務では大変なこともありますが、奨学金の返還支援もあるので、この企業で長く働きたいです。」

社員の経済的負担を軽減して安心して働ける職場に!

B社(医療、福祉)

採用担当者「社員の経済的負担を軽減できるため、福利厚生のアピールポイントになっています。説明会での紹介や求人用パンフレットへの掲載によりPRしており、求職者からの関心が高いです。」

就職者「求人用パンフレットを見て制度を知り、応募するきっかけになりました。好きな仕事をしながら、経済面でも支えてもらえるため、公私ともに余裕をもって生活できています。」

利用手续が簡単! 社員定着にもつながる

C社(運輸業、郵便業)

採用担当者「人材不足に課題を感じており、採用につなげるために登録しています。年度ごとの登録や書類作成が必要ですが、利用手続は負担になりません。」

就職者「大学の講義内で紹介され、県内企業を知るきっかけになりました。奨学金の返還が不安でしたので、サポート企業の中から就職先を決めました。奨学金の返還支援が働くモチベーションになっています。」



あおもり若者定着奨学金返還支援制度

サポート企業ガイドブック



業種
不問

貴社の人材確保を応援します!

- 求人アピール力の向上
- 社員の定着促進
- 新卒・中途出身・居住地不問
- 県と企業等が1/2ずつ負担

制度の詳細 / 利用登録 / サポート企業一覧

お問合せ

公式サイト あおもり奨学金サポートサイト

青森県 ども家庭部 若者定着還流促進課 〒030-8570 青森県青森市長島1-1-1

TEL 017-734-9174(直通) MAIL syogakukin-support@pref.aomori.lg.jp



制度の概要

本制度は、大学等在学中に奨学金^{※1}の貸与を受け、卒業又は修了後、あおり若者定着サポート企業^{※2}（以下「サポート企業」という。）に正規雇用で採用された35歳未満の若者が、一定期間、県内に住み就業した場合に、県とサポート企業が協力して、奨学金の返還支援（補助金交付）をするものです。

- ※1 （独）日本学生支援機構（第一種、第二種）、（公財）青森県育英奨学会の奨学金が対象です。
- ※2 勤務地が原則として県内に限定される採用形態での採用を行う企業等を含みます。

支援内容

支援額

一人当たりの支援額は、下表からサポート企業が選択します。【30万円～150万円】

卒業・修了した学校 [※]	一人当たりの支援額（企業が選択）	企業負担額
4年制大学・6年制大学 大学院 高等専門学校専攻科	① 150万円 ② 100万円 ③ 60万円 返還残額の1/2が上限です。	支援額の1/2 (残り1/2は県が負担) ※負担額は損金算入できません。
短期大学・高等専門学校 専修学校専門課程	① 75万円 ② 50万円 ③ 30万円 返還残額の1/2が上限です。	

※職業訓練校などは対象外です。

1社合計 600万円（負担額 300万円）まで支援額を設定できます。

例えば 大卒5名 短大卒2名 合計
500万円 + 100万円 = 600万円
(100万円×5) (50万円×2)

「あおり県内就職促進パートナー企業」などの若者定着に資する認証等を受けている場合は、合計1,200万円（負担額600万円）まで設定できます。

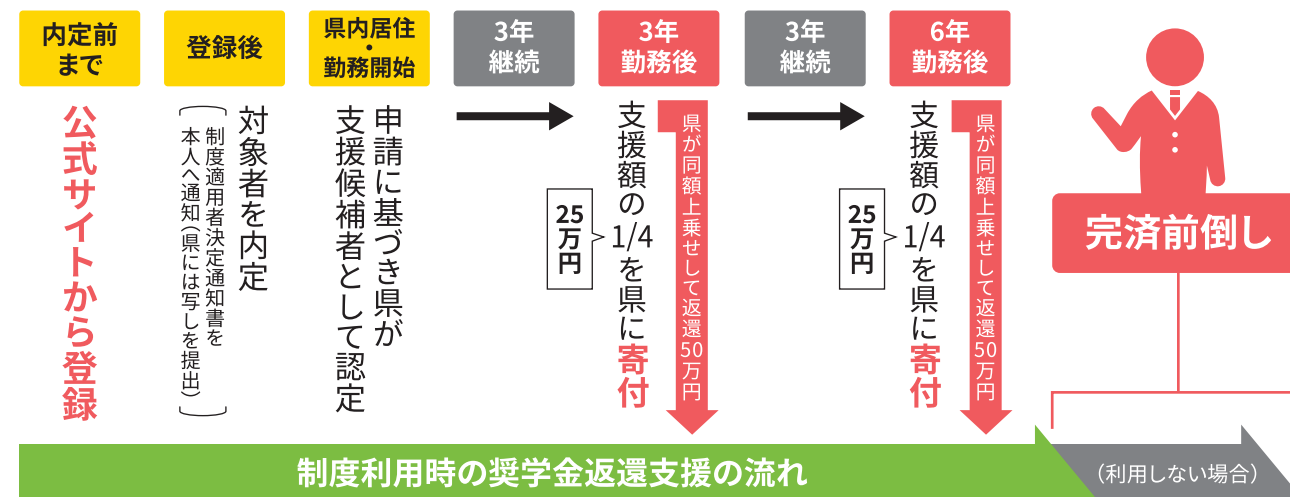
支援方法

就職から3年後と6年後の2回に分けて、県から貸与機関に繰上返還します。（社員の返還期間短縮）
サポート企業は、＜3年＞勤務後に支援額の1/4、＜6年＞勤務後に支援額の1/4を、
県に寄付金・負担金として支出します。県は同額を上乗せして返還します。

登録から支援までの流れ（支援額100万円の場合）

まずは公式サイトから、一人当たりの支援額、支援人数、自社PR等を登録してください。

その後、対象となる求職者を内定した場合、「制度適用者決定通知書」を本人に通知し、県には写しを提出してください。



- 注意点
- 企業、求職者ともに、内定前に公式サイトから登録を行っている必要があり、登録前に内定を出した方は「対象外」となります（内々定は可）。
 - 青森県内で正規雇用されている方は「対象外」となります。

登録方法

公式サイト「あおり奨学金サポートサイト」から電子申請により申請してください。
電子申請が利用できない場合には、電子メール又は郵送により「問合せ先」に提出してください。

申請方法	必要書類	
電子申請	（登録申請書は不要。システムに直接入力）	<ul style="list-style-type: none"> 企業プロフィール（様式1-2） 企業写真 （認証取得等企業のみ）取得していることが分かる書類の写し 誓約書（様式1-3） 企業概要（会社案内、パンフレット等） ※自社HP等で確認できる場合は省略可
電子メール	・登録申請書（様式1-1）	
郵送		

Q&A

Q1. 特定の職種に限定して、本制度を適用することは可能ですか。

- A1. 各企業の採用活動において、特定の職種の方に優先的に本制度を適用することは差し支えありません。ただし、設定した支援コースの制度適用人数に達していない場合は、職種に関わらず、全ての対象者に本制度を適用していただくことになります。

Q2. 採用後、3年・6年経過する前に登録者が退職した場合の扱いを教えてください。

- A2. 採用後3年経過する前に退職した場合は、支援中止となります（企業負担は生じません）。採用後5年で退職した場合は、その時点で支援中止となりますが、採用後3年経過時に行われた支援については、本人へ返還を求めません（3年経過時の企業負担はそのままとなります）。

Q3. 支援予定額又は制度適用人数を変更することは可能ですか。

- A3. 支援予定額又は制度適用人数を増やす場合は、県に届出いただくことにより、変更可能です。支援予定額又は制度適用人数を減らす場合や、登録を取り消す場合は、原則として、やむを得ない事情があり、かつ登録者に対する十分な説明が行われるなど、登録者の就職活動に影響がない場合に限って認めますので、県に相談してください。
なお、登録者の採用内定以降においては、当該登録者に影響が及ぶ変更や取消はできません。

Q4. 登録者がサポート企業に就職した後、県外支店などに転勤となった場合、本制度の対象外となりますか。

- A4. 本制度は、サポート企業に就職し、県内に居住することが認定及び支援の要件となります。ただし、やむを得ない事由により、認定後に県外へ居住する場合は、期間の算定に当たり、その期間を除外します。県外居住期間が通算して2年を超えた場合は、支援候補者の認定が取り消されますので留意してください。
県外出張など、住民票を移転せずに一時的に県外に滞在している期間は、県内居住期間とします。